

「船橋市空家等対策計画(令和3年度～令和12年度)」の中間見直しについて

見直しの背景

計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間だが、5年を目安に、各種施策の実施による効果や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを図るものとしている(計画 第1章 3計画期間)。

1. 施策実施等の振り返り

- ① 空家等対策の状況に合わせ施策の見直しが必要
- ② 評価や進捗管理が困難な取組や空家等対策への効果が一部限定的な取組の評価方法等の見直しが必要

- ① 具体的な取組を一部修正
- ② 進捗管理や評価方法を修正

2. 令和5年12月 改正空家法の施行

- ① 「空家等活用促進区域」「空家等管理活用支援法人」「管理不全空家等」の制度が創設
- ② 「空家の管理の確保」「特定空家の除却等」「空家の活用拡大」の3本柱で対策強化

- ① 各制度の取組や方針を追記
- ② 3本柱に準じて基本方針を改め具体的な取組を再整理

3. 令和5年住宅・土地統計調査の結果

平成30年から5年間で全国・千葉県・船橋市の空家数は微増

計画策定時と同様に微増傾向のため基本方針の考え方を継続及び再整理

4. 他市(千葉市・柏市・市川市等)計画との比較

空家分布図による分析

- ① データベースに基づく分布図を追記
- ② 具体的な取組を一部修正

5. 令和6年度包括外部監査の結果、市議会での要望

空家等への措置の遅れ等は人員や予算の不足が原因のひとつと指摘

人員を含めた組織体制強化や予算の確保を追記

上記を踏まえ「船橋市空家等対策計画(令和3年度～令和12年度)」中間見直し(案)を作成